

中標津町には景観資源が豊富にあります。良好な景観の形成に重要な建造物等の指定や、整備に関する事項を、景観法（以下「法」という。）に基づいて定めることができます。このことにより景観資源の維持、保全及び継承、良好な景観の形成に向けた活用を積極的に図っていくことができます。ここでは、以下のように指定の方針等について定めます。

VI-1 景観重要建造物の指定（景観法第19条第1項）の方針

中標津町内には、開拓の歴史を伝える「伝成館」をはじめとした国の登録有形文化財として保全されている歴史的建造物があります。その他にも「ハリストス正教会」など、地域の歴史文化を特徴づける地域の歴史資産として周知されている貴重な建造物もあります。

また、町民に親しまれている施設、農家の畜舎やサイロなどの絵画や写真の被写体となっている建造物や工作物、建築家による公的性格を有する作品も、景観重要建造物の候補として挙げることができます。

これらの建造物や工作物は、地域の歴史性や文化性、そこに暮らす人々の愛着、地域を訪れる人々が見いだしている魅力といった多様な価値から成り立ち、各々が地域固有の重要な景観資源です。

このように良好な景観形成を図る上で重要な役割を担っている建造物を『景観重要建造物』として保全・活用していくため、その指定方針について、以下のとおり定めます。

景観重要建造物の指定の方針

- ・良好な景観の形成に重要な建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む）を「景観重要建造物」として、景観まちづくりに必要不可欠な場合に景観法施行規則で定められている基準に基づいて指定します。

※指定にあたっては、所有者の合意が得られ、景観審議会の意見を聴いたうえで指定します。

景観法施行規則

（景観重要建造物の指定の基準）

第六条 法第十九条第一項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下同じ。）の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- 二 次のいずれかに該当するものであること。
 - イ 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。
 - ロ 政府が世界遺産委員会（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第八条1の世界遺産委員会をいう。以下このロにおいて同じ。）に対し同条約第十一条2の世界遺産一覧表に記載することを推薦したものであって、当該推薦の際に世界遺産委員会に提出された管理計画（変更があったときは、その変更後のもの）に従って公衆によって望見されるものであること。

VI-2 景観重要樹木の指定（景観法第28条第1項）の方針

中標津町内には、白樺並木やタワラマップ川沿いなどに、景観上重要な大木や並木道などが残されています。農地には、強い風を遮る耕地防風林、家畜の放牧には欠かせない数本の樹木からなる庇陰林や単独の樹木、鉄道跡には、防雪林といった機能を有する樹木も散見できます。このほかにも、鎮守の森をはじめとした歴史的な価値を持つ樹木、愛称を持つ樹木、スケッチや写真撮影の対象物になる樹木など、広く地域の人々に愛され、その景観の象徴となっているものもあります。

樹木が大木として成長するまでには長い年月を要しますが、いざ伐採するとなると、わずかな時間で倒されてしまいます。ひとたび失うと再生するには長い時間が必要となり、まちの貴重な景観特性も住民の記憶も失われてしまいます。

良好な景観形成を図るうえで重要な役割を担っている樹木を「景観重要樹木」として保全・活用していくため、その指定方針について、以下のとおり定めます。

景観重要樹木の指定の方針

- ・良好な景観の形成に重要な樹木を「景観重要樹木」として、景観まちづくりに必要不可欠な場合に景観法施行規則及び都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令で定められている基準に基づいて指定します。

※指定にあたっては、所有者の合意が得られ、景観審議会の意見を聴いたうえで指定します。

景観法施行規則

（景観重要樹木の指定の基準）

第十一条 法第二十八条第一項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- 二 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令

（景観重要樹木の指定の基準）

第一条 景観法第二十八条第一項の国土交通省令・農林水産省令で定める都市計画区域外の景観重要樹木(以下単に「景観重要樹木」という。)に関する基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- 二 道路（私道を除く。以下同じ。）その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

VI-3 景観重要公共施設の指定及び整備等に関する事項

中標津町内には国道 272 号、道道中標津空港線（道道 69 号）といった景観に配慮することが謳われた道路や、ミルクロードという愛称を持つ道路があります。これらの道路に加えて、全町に格子を描く号線道路は、殖民区画の中区画にあたる開拓の歴史の証です。格子状防風林は農地や市街地、集落を風害から守ってきました。また河川と河畔林は開拓の進む中標津の市街地や農業地域の自然環境を担保するばかりでなく、下流域や海的环境も守ります。

中標津はその全域から、遠景である知床連山から続く山並みを、中景である幾重にも続く格子状防風林と見え隠れする農地と道路、市街地や集落のまちなみを、近景である建造物や工作物や並木道、農地や耕地防風林、孤立木を望むことができます。この効果は景観重要公共施設が複合的にもたらす景観の魅力です。

景観重要公共施設は、全町に広がる景観の骨格を構成する重要な要素です。中標津町では道路、河川、防風保安林等の公共施設を挙げることができます。景観重要公共施設の指定では、以下 2 つの側面に着目します。

景観重要公共施設の指定の方針

1. 施設自体の整備や維持管理の側面に着目し、指定します。
2. 周辺の自然環境やまちなみと調和を図る側面に着目し、指定します。

上記 2 つの方針を両立すること、広い範囲を連続的に保存、整備、維持することにより、効果的な景観形成が可能となります。また歴史的建造物と周囲のまちなみ、歴史的建造物と周囲の農地や景観重要樹木との調和が求められる複合的な公共施設、地域の顔となるような公共施設もあげることができます。

このため、中標津町の景観形成上特に重要な公共施設について、「景観重要公共施設」に指定し、地域のまちづくりと連携して、景観に配慮した整備を推進します。

(1) 指定に関する事項

中標津町の景観形成上、特に重要な公共施設については、次の指定基準に基づき「景観重要公共施設」として指定します。

「景観重要公共施設」の指定にあたっては、公共施設管理者との協議・同意を得るとともに、「中標津町景観審議会」の意見を聴くものとします。

指定基準

- ・ 河畔林が充実し、生態系の連続性や農業などの生業を支えている河川
- ・ にぎわいと交流を生む道路、遠景の見え隠れする様を連続して望むことができる道路
- ・ 自然環境を育み、人々の憩いや交流の場として身近に親しまれている公園
- ・ 中標津町の農業の発展を支え、まちを代表する資産である格子状防風林等の防風保安林 など

(2) 整備に関する事項

指定された「景観重要公共施設」については、地域の景観まちづくりや観光・商業振興などと連携しながら、良好な景観形成に資する施設整備を図ります。

「景観重要公共施設」の整備にあたっては、今後、公共施設管理者との協議・同意を得るとともに、「中標津町景観審議会」の意見を聴くものとします。

整備方針

- ・ 景観に配慮した工作物・構造物の整備
道路：舗装、ガードレール等の交通安全施設、擁壁・法面等
河川：護岸、水辺空間、管理道路、河川占用物など
- ・ 地域の特性や周辺と調和した公共サインの設置
- ・ 眺望に配慮した工作物の設置箇所の把握と共有
- ・ 豊かな遠景・中景・近景の眺望の理解と共有
- ・ 地域の特性に応じた道路や河畔林の緑化推進
- ・ 屋外広告物の適正な規制・誘導
- ・ 格子状防風林を含む防風保安林の保全

(3) 指定が想定される公共施設（例）

中標津町内に立地する公共施設のうち、以下のものが「景観重要公共施設」として指定が想定されます。



標津川



当幌川



タワラマップ川



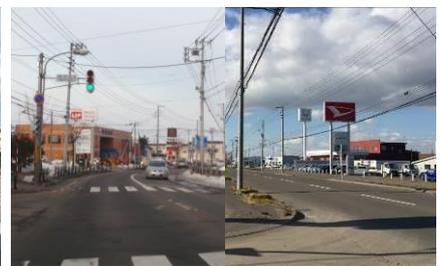
丸山公園



国道 272 号バイパス



道道 69 号



道道 13 号・道道 774 号



白樺並木



格子状防風林



号線道路（例：28 線）

VI-4 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する基本的事項

屋外広告物は、目的地への案内・誘導や対象物の解説など、人々に対して必要な情報を伝達する役割を果たしています。また、中心市街地における商業地域等においては色彩や素材などが地域のにぎわいや活気を演出するなど、まちのイメージを印象づける景観形成上の重要な役割を果たしています。

このようなことから、地域性や周辺への配慮がない屋外広告物は、まち並みや周辺の自然景観・農村景観との調和を欠くなど、景観を阻害する要素となり得る場合もあります。

以上を踏まえて、屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置にあたっては、周辺の景観との調和に十分に配慮します。

中標津町における屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限については、現在「北海道屋外広告物条例」により規制されています。当面は、中標津町景観計画及び同条例に基づいた規制・誘導を推進していきます。必要に応じて中標津町独自の「屋外広告物条例」の制定を検討するなど、良好な景観形成を図っていきます。

屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する基本的事項

- ・ 中標津町景観計画及び北海道屋外広告物条例を遵守した規制・誘導を推進します。
- ・ 必要に応じて、中標津町独自の「屋外広告物条例」の制定等を検討します。

VI-5 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

中標津町の酪農をはじめとした農業がみせる景観の特徴は、今日も発展しつづける基幹産業であること、歴史と文化を継承した語り部であること、これらのふたつの側面を有した、生きた景観であることです。

双方の結びつきをより強くするためにも、景観農業振興地域整備計画が有効に活用できます。

後者の例として、個々の農家がすでに積み重ねてきた取り組みは数え切れません。町内の幾つかの牧場は1970年代の初頭には、建造物や外構を整えた魅力的な牧場づくりに取り組んできました。牧場の一角を、東京から訪れる子ども達の自然体験キャンプ地として解放した酪農家もいました。

20世紀の終わり頃からは、中標津町農業協同組合と計根別農業協同組合による啓発も後押しとなり、多くの農家が建造物とその周囲の修景に取り組むようになりました。

この他にも使わなくなった畜舎や倉庫を利用し、現代美術のギャラリーの開設、歴代のトラクターなどの農機具の展示をする酪農家も現れました。牧草の刈入れのあとで100人サッカーというイベントの開催、自らの牧場はもとより、他の牧場や各種団体・企業・行政機関にも協力を得て実現したロングトレイルなど、地域住民や来訪者との交流を図る酪農家もいます。

個々の酪農家や農家の取り組みに加え、平成18年には武佐岳と並んで町民に愛されるモアン山に「牛」文字が登場しました。この「牛」文字は現在、計根別農業協同組合青年部が維持管理をしています。

こうした取り組みは農業という生産の現場における農業者自身の景観に対する配慮や思い、誇りのあらわれに他ならず、酪農文化、農業文化と総称することができます。また中標津町では、これらの取り組みに寄り添い、全町的な視点から開拓の歴史と結びつけるべく、文化的景観や酪農文化の継承といった研究や啓発に取り組んできました。

「景観農業振興地域整備計画」は、景観計画区域内の農業振興地域のうち、健全な営農環境が周囲との調和を織りなし、良好な景観を形成している地域について、定めることができます。本町では複数の酪農家や農家が上記のような積み重ねを共有し、より一層の効果を上げるために、ひとつの地区を形成して協働する際に、景観農業振興地域整備計画を有効に活用できるものとし、また計画の策定を通じて、一層の付加価値づけ、知名度の向上にも貢献し得ます。

なお、地方自治体が同計画を策定する際の前提として、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づく「農業振興地域整備計画」に適合することが、景観法には明記されています。

景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

- ・基幹産業たる酪農を中心とした農業の一層の発展と、その文化の幅広い獲得の両立を目的とした活用を検討します。
- ・酪農家をはじめとした農家が共有した目的に向けて協働する際に、自主的に形成した地区を対象として策定を検討します。



空と緑の大地フェスティバル



ロングトレイル（中央及び右図）

VI-6 景観整備機構の指定に関する基本的事項

中標津町にはコミュニティ活動の成果として、地域の景観の維持向上に貢献している様々な団体があります。町内会や街づくり協議会をはじめとして、景観まちづくり活動に数多くの団体が取り組んでおり、その内容は様々です。町内で活躍する活動団体が持つ視点は、行政主導型の取り組みよりも多様な価値観をもたらし、景観に対する理解を深めます。これらの団体はいずれも、中標津町（行政）との協働の取り組みを育んできました。

中標津町では、これまでの「協働のまちづくり」のひとつの到達点として、景観整備機構^{※1}と景観協議会^{※2}を位置づけます。景観整備機構に至る組織づくりの過程の第一歩として、これまで景観まちづくりを担ってきた一つひとつの町内会、各街づくり協議会、景観形成団体や景観活動団体を中心となる、「景観まちづくり団体」の設立を促します。

「景観まちづくり団体」は、それぞれの地区や景観に対する着目点によって、独自に活動する小規模な団体を想定します。既存の団体であれば、従来の活動の延長上の活動も含まれます。「景観まちづくり団体」の設置に際して、中標津町（行政）は活動の公益性を検証し、その活動趣旨に見あう「各種産業従事者による団体^{※3}」、「各種公益事業者による団体^{※4}」にパートナーとしての協力をあおぎ、実践的助言をはじめとした協力の体制づくりを依頼します。

各々の「景観まちづくり団体」は自由な活動が保証されますが、次のステップとして、「景観まちづくり団体」相互の報告会やネットワークを想定しています。組織の連携が充実し、中標津町（行政）と協働する「景観まちづくり団体」によるネットワークが成熟に達するときに、「景観整備機構」として指定します。

したがって景観法による「景観整備機構」と「景観協議会」は同時に指定されるという解釈となります。

※1 景観整備機構（景観法第 92 条第 1 項）

- ・民間団体や市民による自発的な景観の保全・整備の一層の推進を図る観点から、一定の景観の保全・整備能力を有する公益法人または NPO について、景観行政団体がこれを指定し、良好な景観形成を担う主体として位置付ける制度です。

※2 景観協議会（景観法第 15 条第 1 項）

- ・景観協議会は、景観行政団体、景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者及び景観整備機構が組織できるもので、必要に応じて、関係行政機関や、公益事業を営む者、住民その他良好な景観の形成の促進のための活動を行う者を加えて、様々な立場の関係者が、景観計画区域における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うことが可能とされています。

※3 各種産業従事者による団体

- ・景観法第 15 条に書かれた観光関係団体、商工関係団体、農林漁業団体を指します。

※4 各種公益事業者による団体

- ・景観法第 15 条に書かれた電気事業、電気通信事業、鉄道事業等の公益事業を営む者を指します。